| | |
|---|---|
| 秋田県 | 秋田市仁別及び潟上市天王の区域 |
| 山形県 | 村山市大字大久保の区域 |
| 福島県 | 福島市荒井及び会津若松市湊町大字共和の区域 |
| 茨城県 | 日立市中丸町一丁目及び久慈郡大子町大字袋田の区域 |
| 栃木県 | 佐野市閑馬町及び鹿沼市西沢町の区域 |
| 群馬県 | 沼田市白沢町高平及び吾妻郡嬬恋村大字大前の区域 |
| 埼玉県 | 秩父市みどりが丘及び秩父郡長瀞町大字長瀞の区域 |
| 千葉県 | 香取郡神崎町四季の丘及び夷隅郡大多喜町船子の区域 |
| 東京都 | 西多摩郡檜原村字三都郷及び同郡奥多摩町氷川の区域 |
| 神奈川県 | 足柄上郡松田町寄及び愛甲郡清川村煤ケ谷の区域 |
| 新潟県 | 新発田市早道場及び同市三日市の区域 |
| 富山県 | 富山市婦中町高日附及び同市婦中町道場の区域 |
| 石川県 | 輪島市町野町鈴屋及び白山市河内町きりの里の区域 |
| 福井県 | 福井市高尾町及び丹生郡越前町厨の区域 |
| 山梨県 | 北杜市大泉町西井出、同市高根町清里、同市長坂町大八田及び同市長坂町長坂上条の区域 |
| 長野県 | 飯山市大字静間及び東筑摩郡山形村字北竹原の区域 |
| 岐阜県 | 下呂市萩原町萩原の区域 |
| 静岡県 | 静岡市清水区小島町、浜松市天竜区春野町宮川及び賀茂郡松崎町江奈の区域 |
| 愛知県 | 豊田市近岡町及び新城市長篠の区域 |
| 三重県 | 津市芸濃町北神山、松阪市小片野町及びいなべ市藤原町篠立の区域 |
| 滋賀県 | 東近江市山上町及び長浜市西浅井町祝山の区域 |
| 京都府 | 京丹後市大宮町口大野及び与謝郡与謝野町字石川の区域 |
| 兵庫県 | 小野市小田町及び養父市上箇の区域 |
| 奈良県 | 奈良市都祁こぶしが丘及び吉野郡吉野町大字吉野山の区域 |
| 和歌山県 | 田辺市上秋津及び日高郡みなべ町徳蔵の区域 |
| 鳥取県 | 鳥取市用瀬町鷹狩及び米子市河岡の区域 |
| 島根県 | 松江市八雲町日吉及び益田市横田町の区域 |
| 岡山県 | 瀬戸内市邑久町山田庄及び同市長船町福岡の区域 |
| 広島県 | 広島市安佐北区可部町大字桐原、福山市新市町大字常及び廿日市市宮内の区域 |
| 山口県 | 光市大字小周防及び周南市大字須々万本郷の区域 |
| 徳島県 | 吉野川市山川町若宮及び板野郡板野町川端の区域 |
| 香川県 | 高松市庵治町及び三豊市高瀬町下勝間の区域 |
| 愛媛県 | 今治市朝倉上及び伊予郡砥部町宮内の区域 |
| 高知県 | 四万十市有岡及び安芸郡田野町字木ノ下の区域 |
| 福岡県 | 久留米市田主丸町田主丸、宗像市公園通り三丁目及び朝倉市杷木久喜宮の区域 |
| 佐賀県 | 三養基郡みやき町大字原古賀の区域 |
| 長崎県 | 諫早市鶴田町及び西彼杵郡長与町岡郷の区域 |
| 熊本県 | 山鹿市鹿本町御宇田及び宇土市走潟町の区域 |
| 大分県 | 由布市庄内町大龍及び国東市安岐町向陽台の区域 |
| 宮崎県 | 宮崎市佐土原町西上那珂及び同市清武町今泉の区域 |
| 鹿児島県 | 垂水市牛根境及び伊佐市菱刈花北の区域 |
| 沖縄県 | 国頭郡恩納村字瀬良垣及び同郡恩納村字名嘉真の区域 |

## ○国土交通省告示第千三百二十四号

危険物船舶運送及び貯蔵規則（昭和三十二年運輸省令第三十号）の規定に基づき、船舶による危険物の運送基準等を定める告示の一部を改正する告示を次のように定める。

平成二十三年十二月二十八日　　国土交通大臣　前田　武志

船舶による危険物の運送基準等を定める告示の一部を改正する告示

船舶による危険物の運送基準等を定める告示（昭和五十四年運輸省告示第五百四十九号）の一部を次のように改正する。

第十条の二中「日本船舶を所有できる者が所有する小型容器、大型容器、ポータブルタンク若しくは高圧容器」及び「又は日本船舶を所有できない者が所有するＩＢＣ容器、」を削る。

別表第八の三アルキルポリグルコシド（水溶液）（アルキル基の炭素数が８から10までのもの及びその混合物に限る。）（濃度が65質量％以下のものに限る。）の項の次に次のように加える。

| | | | | | | | | | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| アルキルプロポキシアミンエトキシラート（アルキル基の炭素数が12から16のもの及びその混合物に限る。） | Alkyl (C12-C16) propoxyamine ethoxylate | S／P | 2 | 2G | 制御 | 不要 | | | Yes | 密閉 | T | A, C | x | E | 1.12, 1.17, 1.19 |

別表第八の三アンモニア（水溶液）（濃度が28質量％以下のものに限る。）の項の次に次のように加える。

| | | | | | | | | | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 塩化アンモニウム（水溶液）（濃度が25質量％未満のものに限る。） | Ammonium chloride solution (less than 25%) | S／P | 3 | 2G | 開放 | 不要 | NF | | | 開放 | 不要 | 不要 | x | 不要 | |